

入居手続きおよび評価基準のご案内

1 入居申込みについて

- ・入居申込みの対象となるのは東松山市に住所があり、要介護度1～5の認定を受けていて、常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方です。また、介護保険施設等に入居している場合でも東松山市に住所があり、要介護度1～5の認定を受けている方は申込みが可能です。
- ・申込みをされる方は、下記書類を提出して下さい。
 - ①入居申込書(寿苑所定様式)
 - ②介護保険証の写し
 - ③標準負担限度額認定証(ある方) (必要に応じ 市役所へ段階の確認)
 - ④認定調査票(一番新しいもの、市役所より事業所へ送付されます)
 - ⑤最近3ヶ月のサービス利用票(居宅サービスを利用している方)
 - ⑥健康調査票
- ・上記書類に不備がある時は受付登録ができませんのでご了承ください。
- ・申込み書類をご提出の際は、事前にご連絡下さい。

2 入居順位決定の手続き

- ・ひがしまつやま寿苑では、入居順位の決定に係る手続きをとるため、入居検討委員会(施設長・生活相談員・介護支援専門員・看護職員・介護リーダー・栄養士・第三者委員等で構成)を設置しています。
- ・入居検討委員会の「審査」の結果、入居までの順番が3番以内となった方にはご連絡を差し上げ、寿苑の指定する様式の健康診断書の提出をお願いすることになります。その後空床が生じた時はこの健康診断書を含め総合的に入居についての検討をし、受入の(可・否)を決定します。

3 入居の必要性を評価する基準

- ・次の項目を中心に点数化し、合計点数の高い順に順位をつけます。
 - (1)介護の必要の程度及び心身の特性
 - (2)介護者の状況
 - (3)在宅介護の状況
 - (4)本人の所在地
- ・全項目の点数で順位づけ困難な場合には、次の項目を勘案します。
 - (1)待機期間(長短の順)
 - (2)年齢(高い順)

4 申込内容に変更がある場合

- ・入居申込書の提出後、内容に変更が生じた場合にはお手数ですがその都度ご連絡下さい。
- ・場合によっては、入居申込書の再提出をお願いすることがあります。

5 入居申込みの取り下げについて

- ・永眠や他施設への入所決定等により、入居申込みの取り下げをする場合には「地域密着特別養護老人ホームひがしまつやま寿苑入居申込み取り下げ書」に必要事項をご記入の上ご提出下さい。

(問い合わせ先) **地域密着型特別養護老人ホームひがしまつやま寿苑** 0493-21-2800

★ご相談や・お申込み時には、事前にご連絡の上お越しいただけますようお願い致します。